

オリンピックアジェンダ2020
20+20 Recommendations(仮訳)

2014年11月21日13時現在

はじめに

本資料では、12月8日と9日にモナコで開かれる第127次IOC総会で議論される予定の20+20の提言をご紹介します。

これら40の提言は全体として、オリンピック・ムーブメントの未来に向けた戦略的なロードマップを示したものです。

これは、今後の変更を提案する事項のみを対象とした提言です。特に記載がない方針については、現状維持という意味です。

この提言については、今後1年にわたってオリンピック・ムーブメントの全関係者、外部の専門家および一般市民と議論、協議する予定です。ソチで開かれた第126次IOC総会、2回のオリンピック・サミットおよびIOC専門委員会でも、既に議論されています。こうした過程で、一般市民からは40,000以上の提案が寄せられ、約1,200のアイデアが出されました。2014年10月の理事会では、14部門の作業部会の代表者からプレゼンテーションが行われ、これらはその後に取りまとめたものです。

詳細については、第127次IOC総会に先立ち配布される完全文書を参照してください。完全文書には詳細な内容、背景および提言を盛り込んでいます。

第127次IOC総会の終了後に、IOC理事会において、提言の実施に向けた優先順位を決定する予定です。

オリンピック・アジェンダ2020-20+20の提言

2014年11月18日

オリンピック・ムーブメントの未来を形作る
20+20の提言

1. 招待としての招致プロセスの形成
2. 主な機会とリスクの評価による候補都市の審査
3. 招致費用の削減
4. オリンピック競技大会のすべての側面への持続可能性の導入
5. オリンピック・ムーブメントの日常的な業務への持続可能性の導入
6. 他のスポーツ・イベントの主権者との緊密な協力
7. さまざまな能力を持つ人々に対するスポーツの運営組織との関係の強化
8. プロリーグとの関係の構築
9. オリンピック・プログラムのための枠組みの設定
10. 競技に基づくプログラムから種目に基づくプログラムへの移行
11. 男女平等の推進
12. オリンピック競技大会の費用の削減および運営の柔軟性の強化
13. オリンピック・ムーブメントの関係者との相乗効果の最大化
14. オリンピズムの根本原則第6項の強化
15. クリーンな選手を守るための理念の変更
16. クリーンな選手を守るためにIOCの2,000万USドルの資金を活用
17. クリーンな選手に対する称賛
18. 選手への支援の強化
19. オリンピック・チャンネルの立ち上げ
20. 戦略的パートナーシップの締結
21. IOCの主張力の強化
22. オリンピックの価値に基づく教育の普及
23. コミュニティとの交流
24. Sport for Hopeプログラムの評価
25. ユースオリンピック競技大会の位置づけの見直し
26. スポーツと文化の融合の促進
27. 良好な統治の基本原則の遵守
28. 自律の支援
29. 透明性の向上
30. IOC倫理委員会の独立性の向上
31. コンプライアンスの徹底
32. 倫理の強化
33. 「Olympism in Action」プログラムにおけるスポンサーの関与の強化
34. グローバルな許諾プログラムの展開
35. トップスポンサーとNOCとの交流の促進

36. 非営利目的のためのオリンピック・ブランドの利用の拡大
37. IOC委員の年齢制限に関する取り組み
38. 対象者を絞った登用プロセスの実施
39. 社会との対話およびオリンピック・ムーブメント内の対話の促進
40. IOC専門委員会の範囲と構成の見直し

提言1

招待としての招致プロセスの形成

新たな方針の導入：IOCは、候補都市に対して、各都市のスポーツ、経済、社会、環境に関する長期計画のニーズに最も適合するオリンピック・プロジェクトを示すよう要請する。

1. IOCは支援フェーズを導入し、同フェーズにおいてIOCは、招致を検討している候補都市に対し、招致手続き、オリンピック競技大会の中核的な要件、これまでの候補都市がどのように積極的に招致を行ったか、またオリンピック競技大会の遺産について助言を行う。
2. IOCは、既存の施設の最大限の活用および撤去可能で一時的な会場の活用を積極的に促進する。
3. IOCはオリンピック競技大会に関して、各国の組織が特に持続可能性を理由として、予選を開催都市以外または例外的な場合には開催国以外で行うことを認める。
4. IOCはオリンピック競技大会に関して、各国の組織が特に地理的要因や持続可能性を理由として、競技または種別全体を開催都市以外または例外的な場合には開催国以外で行うことを認める。
5. IOCは、開催都市契約の中に、オリンピック憲章の根本原則第6項に関する条項および環境と労働にかかわる事項を盛り込む。
6. IOCは、開催都市契約（HCC）を公表する。
7. IOCがOCOGに対して行う財政支援の詳細を、HCCに盛り込む。
8. 契約の構成要素を「秘密」扱いで提供することにより、第三者の法律上の権益を尊重する。
9. IOCは、地域の事情を踏まえて、開催都市およびNOC以外の別の署名者がHCCに署名することを認める。
10. IOCは、所定の招致プロセスの開始時にHCCを提供する。

提言2

主な機会とリスクの評価による候補都市の審査

評価委員会の報告書では、持続可能性と遺産に特に重点と置き、リスクと機会についてこれまで以上に明確な評価を示す。

1. 既存の14項目の候補都市評価基準に、選手の体験という項目の新たな基準を導入する。
2. IOCは、以下の点を招致におけるプラスの側面として考慮する：長期的な会場の遺産の必要性がない場合または当該必要性がないことが証明される場合に、既存の施設を最大限活用し、撤去可能で一時的な会場を活用すること。
3. IOCは、オリンピック・ムーブメントの関係者と連携し、オリンピック競技大会を

開催するための中核的な要件を定義する。選手のための競技場は、すべての競技に関して常に最新式でなければならず、これは中核的な要件の一部を成す。

4. IOCは、オリンピック競技大会の組織に関する2つの異なる予算の要素を明確にする：一つは、インフラへの長期的な投資およびそうした投資のリターンであり、もう一つは運営予算である。また、オリンピック競技大会へのIOCの拠出は、今後協議の上、推進される。
5. 候補都市ブリーフィングでは、IOC委員とIOC評価委員会との間で非公開の協議を行う。
6. 委員会は、持続可能性と遺産に特に重点を置き、社会的、経済的および政治的条件の分野で、第三者に中立的な助言を求める。

提言3

招致費用の削減

IOCは、候補都市への支援を強化し、招致費用の削減を図る。

1. 候補都市は、以下に対してのみ参加を認められプレゼンテーションを行う。
 - ・ 候補都市ブリーフィングにおいて、IOC委員に対して。
 - ・ ASOIFまたはAIOWFのそれぞれ。このプレゼンテーションは、候補都市ブリーフィングと同時に行われ場合がある。
 - ・ 投票に先立って行われるANOC総会。
 - ・ 開催都市を選定するIOC総会。
2. IOCは、以下の費用を負担する。
 - ・ IOC評価委員会の訪問に関連して生じる費用。
 - ・ ローザンヌのIOC委員に対する候補都市ブリーフィングのために、6名の認定代表団が訪問する旅費および宿泊費。
 - ・ ASOIFまたはAIOWFそれぞれに対する候補都市ブリーフィングのために、6名の認定代表団が訪問する旅費および宿泊費。
 - ・ ANOC総会のために、6名の認定代表団が訪問する旅費および宿泊費。
 - ・ 開催都市を選定するIOC総会のために、12名の認定代表団が訪問する旅費および宿泊費。
3. 立候補ファイルの公表は電子形式のみで行う。
4. IOCは、招致都市のための業務を行う資格を有するコンサルタントやロビイストの登録を開始し、これら登録を監視する。これらのコンサルタントやロビイストは、登録を受けるための必須条件として、IOCの倫理規定および行動規範を正式に承諾しなければならない。
5. IOCは要請に応じて、招致都市に対してオリンピック・チャンネルの利用権を与える（オリンピック・チャンネルの設置が承認された場合）。

提言4

オリンピック競技大会のすべての側面への持続可能性の導入

IOCは、持続可能性に関してより一層積極的な立場をとると共に指導的役割を担い、オリンピック競技大会の計画策定および実施のすべての側面にこれを採り入れる。

1. 持続可能性に関する戦略を策定し、オリンピック競技大会の潜在的および実際の主催者が、プロジェクトのすべての段階に、経済、社会および環境分野を包含とした持続可能性に関する施策を組み入れ、実施することができるようにする。
2. 組織全体への持続可能性の組み込みを可能とする最善のガバナンスを構築するため、新たに選定された組織委員会を支援する。
3. IOCは、NOCやUMVO（オリンピック開催都市連合）などの外部組織の支援を受けて、オリンピック競技大会後にオリンピック競技大会の遺産の監視を確実に行う。

提言5

オリンピック・ムーブメントの日常的な業務への持続可能性の導入

IOCは、持続可能性の原則を導入する。

1. IOCは、その日々の業務に持続可能性を採り入れる。
 - ・IOCは、物品やサービスの調達およびイベントの組織（ミーティング、会議など）に持続可能性を採り入れる。
 - ・IOCは、移動による影響を減らし、二酸化炭素の排出量を削減する。
 - ・IOCは、ローザンヌの本部の統合に際して、可能な限り最善の持続可能性の基準を適用する。
2. IOCは、以下の方法によって、オリンピック・ムーブメントの関係者に対して各自の組織内に持続可能性を導入させ、またその際の援助を行う。
 - ・勧告を策定する。
 - ・成功事例やスコアカードなどのツールを提供する。
 - ・オリンピック関係者間で情報を交換するための仕組みを提供する。
 - ・取り組みの実施を支援し援助するため、オリンピック・ソリダリティーなどの既存の手段を利用する。
3. 上記を実現するため、IOCは、UNEPなどの関連する専門組織と協力する。

提言6

他のスポーツ・イベントの主権者との緊密な協力

他のスポーツ・イベントの主権者と緊密に協力する。

1. IOCと国際ワールドゲームズ協会（IWGA）は、スポーツ・プログラムの構成およびそれぞれの評価に関して緊密に協力する。

2. IOCと国際マスターズゲームズ協会 (IMGA) は、オリンピック競技大会の開催都市が、オリンピック競技大会後の数年間にマスターズゲームズを開催するという選択肢が有効かどうかについて検討する。
3. IOCは、若者の参加のきっかけとなり開催コミュニティに利益をもたらすため、オリンピック競技大会またはユースオリンピックの一環として「スポーツ・ラボ」やスポーツ入門プログラムなどの実施を検討する。

提言7

さまざまな能力を持つ人々に対するスポーツ運営組織との関係の強化

以下を含め、可能性のあるあらゆる分野での相乗効果を生かすことを目的として、さまざまな能力を持つ人々に対するスポーツ運営組織との関係を強化する。

- ・技術的支援
- ・コミュニケーション活動
- ・オリンピック・チャンネルを通じたイベントの広報宣伝

提言8

プロリーグとの関係の構築

以下を目的として、各国際競技連盟を通じてプロリーグやプロ組織に投資し、これらとの関係を構築する。

- ・優良選手の参加を確保する。
- ・各プロリーグのさまざまな性質や制約を認識する。
- ・関連する各国際競技連盟と協力し、臨機応変に最適な連携モデルを適用する。

提言9

オリンピック・プログラムのための枠組みの設定

資格認定の制限を設ける。

1. IOCは、オリンピック競技大会に参加する選手や役員の数および種目の数を、概算で以下の数に制限する。
 - ・選手は10,500名以下とする。
 - ・資格認定コーチや選手の支援を行う人員は5,000名以下とする。
 - ・310種目以下とする。
2. IOCは、オリンピック冬季競技大会に参加する選手や役員の数および種目の数を、概算で以下の数に制限する。
 - ・選手は2,900名以下とする。
 - ・資格認定コーチや選手の支援を行う人員は2,000名以下とする。

- ・100種目以下とする。
- IOCは、オリンピック競技大会におけるその他の資格認定の総数を削減できる方法を検討する。

提言10

競技に基づくプログラムから種目に基づくプログラムへの移行

競技に基づくプログラムから種目に基づくプログラムに移行する。

- 国際競技連盟の関与のもとで、競技ではなく種目に基づくプログラムとなるようプログラムを定期的に見直し、また以下の制限を尊重する。
 - ・オリンピック競技大会：選手の人数を約10,500名、資格認定コーチや選手の支援を行う人員を約5,000名、種目を100程度とする。
 - ・オリンピック冬季競技大会：選手の数約2,900名、資格認定コーチや選手の支援を行う人員を約2,000名、種目を310程度とする。
- プログラムに採用する協議（IF）の決定は、IOC総会で行う。
- IOCは、OCOGに対して、当該回のオリンピック競技大会のオリンピック・プログラムに一つまたは複数の種目を追加する提案を行うことを認める。

提言11

男女平等の推進

男女平等の推進

- IOCは国際競技連盟と協力し、オリンピック競技大会への女性の参加率50%を実現し、オリンピック競技大会への参加機会を拡大することによってスポーツへの女性の参加と関与を奨励するために取り組む。
- IOCは、男女混合の団体種目の採用を奨励する。 *チーム混合種目への材料*

提言12

オリンピック競技大会の費用の削減および運営の柔軟性の強化

オリンピック競技大会の費用を削減し、運営の柔軟性を強化する。

- IOCは費用削減のため、発議者にかかわらず、要件を変更する場合に関して透明性の高い処理手順を確立する。
- IOCおよび関係者は、サービスのレベル、オリンピック競技大会の準備および実施について、要する費用と複雑性の観点から体系的に検討する。この点において定期的に提案が行われる。
- IOCは、オリンピックに関する非常に特殊な専門知識を要する分野については、OCOGに対してターンキー・ソリューションを提供することを検討する。

提言13

オリンピック・ムーブメントの関係者との相乗効果の最大化

オリンピック・ムーブメントの関係者との相乗効果を最大化し、一体的な組織の実現と費用削減を図る。

1. IOCは、OCOGからIFに技術的な責任を委譲する検討を含め、オリンピック競技の計画策定および実施における国際競技連盟（IF）の役割を強化する。
2. IOCは、IOC調整委員会の役割を重要な問題とサービスレベルの検証に集中させる。

提言14

オリンピズムの根本原則第6項の強化

IOCは、オリンピズムの根本原則第6項に、性的志向による差別の禁止を盛り込む。

提言15

クリーンな選手を守るための理念の変更

IOCの最終目的は、クリーンな選手を守ることである。

提言16

クリーンな選手を守るためにIOCの2,000万USドルの資金を活用

IOCは、「クリーンな選手の保護」のために2,000万USドルの追加資金を活用する。

1. 八百長、あらゆる種類の競技のごまかしや関連する不正のリスクについての着実な教育および認知向上プログラムの展開に、1,000万USドルを投じる。
2. アンチ・ドーピングへの新たな科学的アプローチを提供するプロジェクトの支援に、1,000万USドルを投じる。

提言17

クリーンな選手に対する称賛

ドーピング事件を受けてオリンピック・メダルを獲得したクリーンな選手を称賛する。

1. 競技者の失格を受けてオリンピック・メダルを獲得した選手に対して、正式な表彰式の実施を計画する。
2. 表彰式は全関係者に適切に連絡される。

提言18

選手への支援の強化

選手への支援を強化する。

1. IOCは、選手の体験をオリンピック競技大会の中心に据える。
2. IOCは、競技場の内外で選手を支援するための投資を拡大する。

提言19

オリンピック・チャンネルの立ち上げ

IOCは、オリンピック・チャンネルを立ち上げる。

提言20

戦略的パートナーシップの締結

IOCは、プログラムの効果を拡大するため、有能で国際的に知られた組織やNGOと協力関係を結ぶ。

提言21

IOCの主張力の強化

IOCの主張力を強化する。

- ・ IOCは、政府間組織や政府間機構に対して提言・主張を行う。
- ・ IOCは、NOCによる提言・主張の取り組みを奨励、支援する。

提言22

オリンピックの価値に基づく教育の普及

オリンピックの価値に基づく教育を普及させる。

1. IOCは、世界中の学校教育のカリキュラムにスポーツとその価値を盛り込むため、UNESCOとのパートナーシップを強化する。
2. IOCは、さまざまなNOCやその他の組織が実施するオリンピックの価値に基づく教育プログラムを共有するため、電子プラットフォームを構築する。
3. IOCは、オリンピックの価値の普及に役立つ取り組みを特定、支援する。

提言23

コミュニティとの交流

コミュニティと交流する。

1. 選手のための仮想ハブを創設する。
2. ボランティアの仮想クラブを創設する。

3. 一般市民と交流する。
4. 若者と交流する。

提言24

Sport for Hopeプログラムの評価

Sport for Hopeプログラムを評価する。

1. IOCは、今後2年から3年にわたるSport for Hopeプログラムの成功と影響を評価し、その間は、ハイチとザンビアの既存の2カ所のセンターにプログラムを限定する。
2. IOCは、既存の2カ所のSport for Hopeセンターについて、当該センターが別の団体により管理、運営される自立したセンターとなり、IOCからの直接的な多額の投資と支援に依存しないセンターとなることを目的として、持続可能な運営モデルを策定し、また他のNGOに対して特定の専門知識の領域への貢献を要請する。
3. IOCは、Olympafricaのモデルから学んだ経験と教訓を生かして、地域に適した草の根のスポーツ施設への投資戦略の策定を強化する。

提言25

ユースオリンピック競技大会の位置づけの見直し

IOCは関係者と共に、ユースオリンピック競技大会の位置づけを見直す。

1. IOC理事会は、NOCおよびIFと共に三者委員会を発足し、ユースオリンピック競技大会のビジョン、使命、位置づけ、スポーツプログラム、文化と教育のプログラム(CEP)、プロトコール、組織、実施および財源を徹底的に再検討の上、最終的な協議と判断のために、IOC総会に再度付議する。
2. IOCは、ユースオリンピック競技大会の開催をオリンピックの開催年ではない年に移行する(まずは、第4回夏季ユースオリンピック競技大会を2022年から2023年に延期する)。

提言26

スポーツと文化の融合の促進

オリンピック競技大会において、またオリンピック協議大会には含まれた期間中に、スポーツと文化の融合をさらに強化する。

1. オリンピック競技大会において：
 - ・オリンピック競技大会の各回におけるオリンピズム(文化、教育、開発および平和)への顕著な貢献に対して、オリンピック名誉賞(Olympic Laurel award)を創設し、表彰式を式典の一部として行う。「オリンピック名誉賞」の受賞者は、中立的な著名人を含む審査団によって選ばれる。

- ・一般市民がオリンピック・ムーブメントとの対話に参加することを歓迎するため、オリンピックハウスの開発を検討する。

- ・聖火リレー、ライブ会場またはカルチュラル・オリンピアドという文脈で一般市民に対してオリンピック文化を紹介するため、「移動型オリンピック博物館」のコンセプトを検討する。

- ・芸術家招聘プログラムを策定する。

2. オリンピック協議大会には含まれた期間中：

- ・世界的な文化の担い手と安定的な真の交流を行い、ダイナミックな遺産を作り上げるために、委託芸術家による影響力あるプログラムの作成方法を検討する。

- ・NOCに対して、オリンピック文化に関する「アタッシェ」を任命するよう奨励する。

提言27

良好な統治の基本原則の遵守

オリンピック・ムーブメントに属するすべての組織は、オリンピックおよびスポーツ・ムーブメントの良好な統治の基本的かつ普遍的な原則（**Basic Universal Principles of Good Governance of the Olympic and Sports Movement**）（「PGG」）を受け入れ、遵守する。

1. この遵守状況は監視、審査される。IOCは必要に応じて、各組織が良好な統治原則を遵守する上で役立つよう、支援ツールや支援プロセスを提供することができる。
2. 各組織は、定期的に自己審査を実施する責任を負い、IOCは、各組織の自己評価の結果について定期的に報告を受ける。当該報告がなかった場合、IOCは、自らの裁量で当該審査を要請する。
3. 「PGG」は、透明性、一貫性およびあらゆる形態の不正への反対の必要性を重視して、一定期間ごとに更新される。

提言28

自律の支援

IOCは、各国の国家当局とスポーツ組織との間の協力を促進するためのモデルを作成する。

提言29

透明性の向上

透明性を高めるために、以下を行う。

1. IOCの財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成され、監査を受ける（こうした高度な基準が、法律上IOCから要求されていない場合であっても同様である）。

2. IOCは、IOC委員に対する報酬方針を盛り込んだ年間の活動報告および会計報告書を作成する。

提言30

IOC倫理委員会の独立性の強化

IOC倫理委員会の議長および委員は、IOC総会で選出される。

提言31

コンプライアンスの徹底

IOCは、事務局内に、以下を行うコンプライアンス・オフィサーの役職を設ける。

1. IOC委員、IOCスタッフ、IFおよびオリンピック・ムーブメントのその他すべての関係者に対して、コンプライアンスに関する助言を与える。
2. コンプライアンスに関する新たな動向に関して助言を与える。

提言32

倫理の強化

IOC倫理委員会は、より一層の透明性、良好な統治および説明責任を目指して、オリンピック・アジェンダ2020を完全に踏まえたものとなるよう倫理規定およびその手続き規則を見直す。

提言33

「Olympism in Action」プログラムにおけるスポンサーの関与の強化

IOCは、トップパートナーがIOCの「Olympism in Action」活動の資金調達、宣伝および実施に参加できる手段を導入し、この点に関するスポンサーの認知を高めるための施策を講じる。

1. IOCは、オリンピック・ブランドの宣伝に役立つ「Olympism in Action」プログラムを具体的に策定する。
2. IOCは「Olympism in Action」の取り組みについて、スポンサーを「つなぎとめる」ことができ、「スポーツを通じてよりよい世界を建設する」という中心となるビジョンに沿った少数の主な取り組みに合理化する。
3. IOCは、「Olympism in Action」の目標を推し進めるという観点で、各トップパートナーとの連携から得られるものを再検討し、把握する。
4. トップパートナーは、今後の「Olympism in Action」の取り組みを共同で構築するために、IOC TMSと委託契約を締結する。

5. 「Olympism in Action」プログラムにパートナーが関与していることの認知を向上させる。

提言34

グローバルな許諾プログラムの展開

IOCは、収入を挙げることでより許諾の推進に重点を置いた、グローバルな許諾プログラムを展開する。

提言35

トップスポンサーとNOCとの交流の促進

IOCは、トップスポンサーとNOC間の交流の拡大を考慮したプログラムを作成する。

1. IOCは、トップスポンサーによる地域活性化およびNOCとの相乗効果を拡大するために、最適な施策を導入する。NOCおよびスポンサーのそれぞれを支援し、NOCの資産を活用した地域レベルでのスポンサーシップの活性化および拡大を図る。
2. IOCは、オリンピックに関するマーケティングや成功事例の情報を提供するために、オリンピック・ソリダリティーやANOCと協力し、NOCを対象としたIOCマーケティングセミナーを立ち上げる。全NOCを対象としたセミナープログラムによって、NOCのマーケティング能力やサービス提供能力が向上し、開発され、スポンサーとの連携によるスポンサーシップの活性化がさらに促進、最大化される。NOC向けの既存のトレーニング資産が、このセミナープログラムの重要な要素となる。
3. IOCは、トップパートナーとNOCとの交流を促進するための契約上の義務をトップパートナー契約に含めることを検討する。

提言36

非営利目的のためのオリンピック・ブランドの利用の拡大

非営利目的のためのオリンピック・ブランドの利用を拡大する。

提言37

IOC委員の年齢制限に関する取り組み

IOC委員の年齢制限について、以下のとおり取り組む。

- ・ IOC理事会の提案に基づき、IOC総会は、IOC委員の任期を現行の年齢制限である70歳を越えて最大4年間、1回限り延長する決定を行うことができる。
- ・ この延長は、1回あたり最大5件に適用される。
- ・ 指名委員会がこれについて助言を与える。

提言38

対象者を絞った登用プロセスの実施

IOCの委員資格に関して、申し込みによる方法から対象者を絞った登用プロセスに移行する。

1. 指名委員会は、IOCの使命を最大限に果たすため、欠員を補充するための適切な候補者を特定する上で、これまで以上に積極的な役割を果たす。
2. 候補者のプロフィールは、一連の基準を満たすべきであり、指名委員会を通じてIOC理事会に提出され承認を受ける。とりわけ、以下の基準を満たすべきである。
 - ・スキルや知識の点でのIOCのニーズ（医学の専門知識、社会学の専門知識、文化に関する専門知識、政治に関する専門知識、ビジネスに関する専門知識、法律に関する専門知識、スポーツ管理に関する専門知識など）
 - ・地理的なバランスおよび同一国からの代表者の最大人数
 - ・男女のバランス
 - ・IFまたはNOCの代表者については、当該組織内にアスリート委員会が存在すること
3. IOC総会は、国籍に関する基準については、個々の委員に関して最大5件の特例による例外を認めることができる。

提言39

社会との対話およびオリンピック・ムーブメント内の対話の促進

社会との対話およびオリンピック・ムーブメント内の対話を促進する。

1. IOCは、4年に1回、社会の意向を探るための「Olympism in Action」 kongressの新設を検討する。
 - ・オリンピック・ムーブメントの代表者、オリンピック・ムーブメントの関係者、市民社会の代表者を招集する。
 - ・あらゆる職業および経歴の代表者と、社会におけるスポーツの役割やその価値について対話を行う。
 - ・教育、結束、発展などの分野におけるオリンピック・ムーブメントの社会への貢献について議論を行う。
2. IOCは、総会に外部のゲスト講演者の参加を受け入れ、総会を重要な戦略上のテーマに関するIOC委員間の双方向の議論に変革する。

提言40

IOC専門委員会の範囲と構成の見直し

1. IOC会長は、IOC専門委員会の範囲と構成を見直し、オリンピック・アジェンダ2020を踏まえたものとする。

2. IOC理事会において、提言実施に向けた優先順位を決定する。

